

2024 年 9 月 【雇用保険関係手続】外国人雇用状況届出における在留資格に関する暫定処置について

令和 6 年 9 月 30 日以降、在留資格の名称変更・追加が行われます。

雇用保険関係手続（被保険者資格取得届・喪失届）における外国人雇用状況届出について、法人設立手続等申請 API / 社会保険・税手続申請 API においては、当面の間、在留資格の表示が変更されないため、以下の「暫定処置について」のとおり申請いただく必要がございます。

・暫定処置について

①の各在留資格について届出を行う際は、当面の間、②のとおり在留資格を選択して申請してください。

①届出を行う在留資格

特定技能 1 号（工業製品製造業）
特定技能 2 号（工業製品製造業）
特定技能 1 号（自動車運送業）
特定技能 1 号（鉄道）
特定技能 1 号（林業）
特定技能 1 号（木材産業）

②申請画面で選択する在留資格

⇒ 特定技能 1 号（素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業）
⇒ 特定技能 2 号（素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業）
⇒ 【※指示がある場合のみ使用 1】
⇒ 【※指示がある場合のみ使用 2】
⇒ 【※指示がある場合のみ使用 3】
⇒ 【※指示がある場合のみ使用 4】

・暫定処置の対象となる手続について

【法人設立手続等申請 API】

雇用保険被保険者資格取得届（令和 5 年 1 1 月以降手続き）

【社会保険・税手続申請 API】

雇用保険被保険者資格取得届（令和 5 年 1 1 月以降手続き）

雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付なし）（令和 5 年 1 1 月以降手続き）

雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付あり）（令和 5 年 1 1 月以降手続き）

雇用保険被保険者資格喪失届（期間等証明票交付あり）（令和 5 年 1 1 月以降手続き）

外国人雇用状況の届出（雇入れ／離職）